

令和7年度第1回福岡市動物の愛護と管理推進協議会議事録（抄録）

- 1 日時：令和7年11月25日(火) 14時00分～16時00分
- 2 開催方法：ハイブリッド会議（アクロス福岡6F 605会議室）
- 3 出席者
 - (1) 学識経験者
 - ① 木下 委員（日本大学商学部）・・・会長
 - ② 朝隈 委員（福岡県弁護士会）
 - ③ 田上 委員（学校法人滋慶学園福岡 ECO 動物海洋専門学校）
 - (2) 動物愛護等に関する法人
 - ① 東田 委員（一般社団法人福岡市獣医師会）・・・副会長
 - ② 森田 委員（一般社団法人九州動物福祉協会）
 - ③ 松崎 委員（NPO 法人犬文化創造ネットワーク）
 - ④ 富士岡委員（一般社団法人 HUG）
 - (3) 動物愛護団体
 - ① 木本 委員（ライフリレー博多ねこ）
 - (4) ペット関連事業者団体
 - ① 前田 委員（ビッグママプロジェクト）
 - (5) 行政関係者
 - ① 上田 委員（福岡市博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
 - ② 椿本 委員（福岡市保健医療局生活衛生部）
- 4 議事録（抄録）
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 委員紹介
 - (4) 議事
 - ① 第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画 令和7年度実施状況
 - ② 動物愛護管理センターの将来構想について
 - ③ 大型犬等による咬傷事故の対策について

以下、◎：会長、○：副会長、□：委員、■：事務局

■説明（資料1～3参照）

1 数値目標と実績

□猫の苦情件数について、前年と比べて大幅に減少していると思うが、どのような要因か。

■はっきりとした要因は分からないが、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業により、野良猫の頭数自体が減少したことに伴う効果であればよいと思う。

◎猫の苦情について、内容に変化はあったか。

■苦情内容については、例年と変わらず、給餌者に対しての指導を求められている状況があり、自宅もしくは管理地への糞尿被害に対しての相談が大半を占める。また、猫の苦情については、同じ案件で長期化するケースが散見される。

◎飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業により、手術を実施した地域については、苦情件数が少ない等の傾向はあるか。

■現時点では、当該事業と苦情の関連性については、検証できていない。苦情が多い地域や猫の数が多い地域を選定枠で重点的に手術を支援しているが、苦情自体が地域に偏っていることはない。

◎当該事業における選定枠の判断の際、猫の苦情内容を参考としていると捉えてよいか。

■そのとおりである。地域住民から猫の苦情があったときや、以前相談を受けていた地域に対し、当該事業の利用を勧めることもある。

◎効果検証の一つとして、当該事業と苦情分布の関連性を調べて広報できればよいと思う。

□当該事業については、今まで苦情があっても地域猫活動ができなかった地域も手術支援対象としているため、地域住民は広く対応してもらっていると感じているようだ。

□令和7年度の犬の苦情件数については、4～9月までの数値により、1年間で考えると180件以上になり増加することになるが、どのような苦情内容なのか。

■犬の苦情内容は、吠え声及び糞の放置が多い。ほかには放し飼いや虐待に関するも

のもある。また、苦情件数は4月から9月が多く、冬期になると減少傾向にある。

□飼い主に指導した後、状況はどのように変化しているのか。

■再度、指導依頼がなければ改善したと考えている。多くは改善されているが、犬の吠え声は、再度、指導依頼されることがある。吠え声は、指導に強制力がないため、対応に苦慮している。

○糞の放置については飼い主の問題であるが、犬の吠え声については、高齢に伴う認知症によりコントロールができない場合も多くあり、飼い主自身も困っているケースもあることを知ってほしいと思う。

2 具体的施策の令和7年度の実施状況

□収容動物の動物病院での診断委託及び治療について、具体的にどのような内容か。また、実績頭数が少ないが、今後拡大していく予定はあるのか。

■犬については、乳腺腫瘍を疑う個体と、緑内障を疑う高齢犬の診断を依頼した。いずれも動物関係団体に引き受けていただき、1頭については譲渡が決定した。猫については、耳介の腫瘍疑い及び下顎リンパ節の腫脹により診断を依頼した。結果、歯肉炎と診断され、その後抜歯の治療を行った。診断委託により、健康診断を含め精密な検査が実施できるようになり、その後の適切な治療にもつながっている。収容頭数の減少に伴い、実績としては少ないが、今後も活用して、譲渡対象動物を増やしたいと思う。

□令和7年度、譲渡不適で殺処分した猫は24頭で、全て病気の個体という説明だが、譲渡不適として殺処分する対象について、何か具体的な基準はあるのか。

■譲渡不適で殺処分した猫の多くは、交通事故や感染症等を原因とする外傷や衰弱であり、センターに負傷動物という形で収容されている。譲渡不適として殺処分する対象は、骨の露出を伴った成猫や瀕死の状態の子猫等であり、治療不可とセンターの獣医師が判断した個体である。軽度な疾病については、すぐに譲渡不適と判断することなく、診断委託を通じて判断している。

○診断委託については、センターと福岡市獣医師会で協議の上、スタートしたところである。センターとしては可能な限り譲渡に繋げたい気持ちがあり、冷静な判断が難しい状況もあることから、獣医師として正確な診断をするように心掛けている。そのようなセンターの背景を踏まえると、譲渡不適の個体については、非常に状態

が悪いものと考えられる。

□飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業の野良猫公募枠について、令和7年9月末の時点で、予定頭数1,000頭のうち約半分の手術実績であるが、今後の見込みとしては何頭になると思われるか。

■当該事業については、動物病院から四半期毎に報告を受けており、第二期分までの状況を示している。公募枠については、令和7年度2回募集を行っており、2回目に募集した分は実績が報告されていないものもある。そういった状況から、7割程度の手術実施率と考え、300頭分の追加募集をした。年度末の見込みとしては、800～900頭と推測している。

□譲渡犬猫の飼育トライアル制度について、何度かセンターの職員が譲受希望者と面会を繰り返した上で、譲渡決定としているのか。

■譲渡手続きについては、譲渡前講習及びマッチングを実施した後、譲受申請書を受理し、審査後、再びセンターで講習時講習を行った上で犬猫を引き渡している。犬猫を引き渡す際にトライアルを受け付けており、それで問題がなければ、適正飼養誓約書を受理した上、譲渡している。

□先住犬と譲渡犬の相性を確認することは可能か。

■トライアル期間は原則1週間であるが、譲受希望者から「もう少し相性を見極めたい」と申し出があれば、最長1ヶ月まで可能としている。

□譲受希望者と譲渡対象犬との散歩の様子等をセンター職員が確認し、飼育にあたっての助言をするとよいと思う。

■先住犬がいる譲受希望者は、マッチングの時に当該犬と一緒に連れてくる場合があり、その際に相性等を確認することもある。

□多頭飼育届出制度について、データ等を何かに活用されているのか。また、指導票交付は、何か良い結果をもたらしているのか。

■届出制度については、センターが促す場合や動物病院からの紹介等により提出されるが、把握している全ての情報を活用できていない。また、指導票交付については、飼育状態の改善に向けて有効活用できていると考える。飼い主のい

ない猫等の不妊去勢手術推進事業による手術支援ができるようになったこともあり、多頭飼育者に対して、口頭ではなく、文書で伝えることで、より理解が促進され、指導を介してあるべき姿に繋がっていると考える。

□多頭飼育の判断は何頭以上からか。

■届出制度においては数値を設定しているが、多頭飼育問題については、飼い主自身の生活環境、動物の飼育状況、周辺への影響等を考慮した上で判断しているため、具体的な数値は設けていない。

○SFTS について、福岡市獣医師会の会員と飼い主に正しい情報を提供しているところだが、動物関係団体や子どもを含めた市民に対しても必要と感ずるため、行政も協力して情報発信に取り組んでほしいと思う。

■子どもへの情報発信については、まだ行政としてもできていないところであるが、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業の公募枠の当選者に対しては、手術チケットを送付するにあたり、福岡市獣医師会と協力して作成した SFTS のチラシを同封して、周知等をしているところである。

◎地域猫活動の手術支援について、令和7年度は新規支援地域がなく、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業に移行したということだが、地域猫活動という取り組みに対して申請がなかったということか。

■令和6年度までは地域猫活動支援事業を含め、両事業とも手術支援を実施していたところだが、より迅速に手術を行うという目標を達成するために、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業の本格実施のタイミングで、手術支援を一本化・移行した形である。また、地域猫活動支援事業実施要綱自体も廃止したため、令和7年度の新規指定地域及び更新地域は実績無しとしている。

◎猫が多く困っている地域や地域猫活動を実施している区域については、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業により偏りなく対応しているため、地域住民の納得は得られているという理解でよいか。

■手術支援に関する相談が多くを占めるため、当該事業に移行することで広く対応できていると思う。その上で、地域から将来的な取り組みについて相談がある場合は、地域が自立した地域猫活動を実施できるのか等を踏まえ、センター職員による出張講座等で進め方などをサポートしたいと考える。

◎猫が多く困っているという直近の問題に対しては、当該事業の手術支援で対応し、給餌や糞尿等の猫問題について、地域としてどう向き合うかという長期的な問題に対しては、地域猫活動の取組み方法を助言するという二段構えと捉えてよろしいか。

■そのとおりである。

○警察で飼い主不明の猫の引取りを行い、センターに引き渡す制度はなくなったのか。

■令和7年5月より、警察で一時預かりという形での猫の引取りを行っていないため、依頼者にはセンターへ直接相談してもらうこととしている。

○センターの閉庁時には電話が繋がらないことから、子猫を引き渡せずに死亡している可能性もある。警察が一時預かりをしないのであれば、代替案を考える必要があると思う。

□センター閉庁時に、近隣の動物病院が預かることはできないのか。

○個人としては可能だが、福岡市獣医師会という組織で対応する場合は、実施について検討が必要であり、夜間動物病院も同様な考えとなる。飼い主不明の犬猫の対応について、今後の課題として、行政が解決に向けて取組みを検討するのであれば、福岡市獣医師会として協議したいと思う。

□センターにおいて、ペット同伴者専用避難所を2回開設したが、避難者の利用がなかったことについて、今後どのような対策を考えているのか。

■十分に分析していないが、原因の一つに、ペット同伴者専用避難所自体を知らない市民も多くいると考えられるため、しっかり広報していきたいと考えている。この避難所については、試行的に開設している状況であり、両センター合わせて10世帯分を対応できるが、地震等の大規模災害ではセンターのみでの受入れは難しくなると思う。そのため、指定避難所にペットと一緒に避難することを最終的な目標に置いて、防災担当部署と協議を進めたいと考えている。

□防災担当部署との連携は、どの程度進んでいるか。例えば、令和3年に環境省が全国の自治体に通知した、「人とペットの災害対策ガイドライン_災害への備えチェ

ックリスト」の中に、指定避難所でのペット受入れの可否を住民に周知しているかという項目がある。これは動物担当部署ではなく、防災担当部署が対応すべき内容であるが、福岡市の指定避難所一覧には、ペット受入れの可否について記載されていない状況であり、現状を確認したい。

■防災担当部署と動物担当部署の役割分担について、防災担当部署が指定避難所の一覧におけるペット受入れの可否の掲載を対応することになると思うが、ペット防災について十分な認識がなされていない部分はある。各指定避難所でペットを受け入れるとなった場合、受入れ方法が理解されていないことが問題であるため、共通で使えるマニュアルを作成し、指定避難所に共有してもらい、その上で、各避難所の特性に合わせたサポートが必要になると考えている。

□動物担当部署と防災担当部署との連携強化が、全国的に大きな課題であるため、しっかり構築してほしいと思う。ペット防災についてよく理解していないという前提で、動物担当部署が、防災担当部署や避難所運営者に助言する必要があると考える。

○全国的にも狂犬病予防注射の接種頭数が減少している中、福岡市は接種頭数が徐々に増加しており、集合注射の土日開催や大型施設での実施等による効果だと思ふ。

■説明（資料4参照）

○両センターを一つに統合することによって、事業を縮小するという方針か。

■現時点で事業縮小という考えはないが、2カ所のセンターに人員が分散されているため、効率化を含めた事業の見直しは行いたいと思う。

◎一方で、センターが2カ所に分かれていることのメリットは、どのように考えているか。

■以前は両センターで同じ業務に取り組んでいたのが、事業者や相談者がアクセスしやすい施設を選択できる等のメリットはあったと思うが、現在は両センターで業務内容が異なるため、大きな利点はないと考ている。

◎京都動物愛護センターのように、福岡市と福岡県の共同設置という可能性について

ては、検討しているのか。

■現時点においては、検討していない。

◎共同設置についてのニーズはどうか。

■令和8年度以降、有識者を含めた各方面からの意見を聴取する予定であり、それを今後の参考にしたいと思う。

□地震等の災害があったときに、ペットと一緒に避難できる場所がほとんどない中、東部動物愛護管理センターについては、非常に広い敷地を活用できるというメリットがある。ロケーションとしては不便ではあるかもしれないが、広大なスペースを考えると、東部動物愛護管理センターから移転することは惜しいと思うので、ペット防災等も視野に入れた計画を立ててほしいと思う。また、冬期は寒い犬舎であるため、収容施設の改善ということも含めて取り組むなど、市民だけでなく動物の立場に立って、最善を尽くしてほしいと考える。

■現時点で、移転又は現地建替えのどちらかが決定しているわけではなく、センターのあり方について検討しているところである。その上で、再整備を考える最も大きなポイントは、動物福祉への配慮である。令和8年度以降、有識者からの意見を聴取して、しっかり検討したいと思う。

■現在のセンターの犬舎は、冷暖房を完備するなど改善が進んでいる。

■説明（資料5参照）

□大型犬の指導やしつけについて、ペットショップやブリーダーと連携しているのか。

■本件については、飼い主への調査指導であるため、直接的な連携の必要性は低いと考える。

□犬はしつけや散歩のやり方が大事であり、その点の指導も徹底する必要があると思う。

■福岡市内のブリーダーはほとんどが小型犬を扱っていて、大型犬については飼い

主に直接指導することが主体になると考えている。

犬種によってしつけ方は異なるため、大型犬が咬傷事故を起こしたときに、飼い主は必ず取り扱ったペットショップやブリーダーにも連絡する等、動物取扱業者と連携した取組み方法も効果があると思う。

何度も闘犬等を逸走させている飼い主について、重大な咬傷事故を起こすリスクがあると知りながら、ルーズな管理をすることは、その飼い主の責任意識の低さが原因だと思う。そのような飼い主には指導を続けても改善される可能性は低いと思われるため、条例等で段階的に指導や勧告等の機会を設けた上で、行政処分を科すことも検討する方がよいと考える。また、各犬種の特性を踏まえた上で、散歩のやり方だけでなく、社会性やストレスを発散させる方法等を包括的に指導した方がよいと思う。

◎ 条例で特定犬を指定し、飼育方法を規定している札幌市の事例も参考にして、福岡市として、今後どのような方法で規制するか、具体的に検討していく必要があると感じた。

○ ピットブル等の闘犬については、しつけに関わらず、興奮すると飼い主が制止できていない現状がある。一部の国ではピットブルの飼育を禁止しているという背景から判断すると、広い土地があって十分運動させていても、咬傷事故が頻発したため禁止されていると考えられる。個人的には特定犬種は飼育を禁止することも検討する必要があり、その場合は警察と協力の上で対応すべきと思う。

県警本部との連携会議は、定期的に行われているのか。

■ 連携会議は、年に1回行っている。

咬傷事故についても話し合っているのか。

■ 過去の連絡会議では実績はなかったと思う。

このような会議が行われていることはよいと思う。咬傷事故は傷害事件等に発展するため、県警本部と連携が可能であれば、警察官からの指導の方が抑止力は強いと考える。また、県警本部長から指示があれば、現場の警察官は動きやすいと思うため、連絡会議で咬傷事故への対応に関する今後の方針を協議するとよいと考える。

■まだ検討段階ではあるが、各委員からの意見を参考に、実効性がある対策にしたいと思う。

(5) 閉会